

公立学校臨時的任用職員（常勤講師）及び会計年度任用職員（非常勤講師） 募集要項

宮城県教育委員会

公立学校臨時的任用職員（常勤講師）及び会計年度任用職員（以下「非常勤講師」という）を、以下のとおり募集します。

1 募集する臨時的教員

（１）臨時的任用職員（常勤講師）

任 用 種 別	任 用 の 事 由 等
産休等臨時任用	職員の産前産後休暇及び育児休業による任用
期限付臨時任用	おおむね１年間の欠員や長期研修又は病気休暇、休職等の事由による任用

（２）会計年度任用職員（非常勤講師）

任 用 種 別	任 用 の 事 由 等
通年非常勤講師	初任者研修、少人数学級実施等による１年間を通した任用
病休等代替非常勤講師	職員の病気休暇等の事由による任用

2 応募資格（次の各号のすべてに該当する者）

（１）応募する種別の有効な教育職員普通免許状を所有している者、又は取得見込みの者

応 募 種 別	免 許 状
小学校・中学校・高等学校	専修、一種又は二種（二種は、小・中学校に限る）
特別支援学校	小・中・高等学校いずれかの校種の専修、一種又は二種（二種は、小・中学校に限る）のみでも可であるが、加えて特別支援学校を持っていることが望ましい。
養護教諭、栄養教諭	専修、一種又は二種

（２）地方公務員法第１６条及び学校教育法第９条の欠格事由に該当しない者

（３）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「子ども性暴力防止法」という。）第２条第８項における特定性犯罪事実該当者ではない者

（４）心身共に健康で、職務に専念し、勤務に耐え得る者

3 応募方法

応募は原則「電子申請」。

宮城県教育庁教職員課ホームページから直接申請（入力）

なお、登録内容の変更はできませんので、変更がある場合は再度申請願います。

4 給与その他の勤務条件

宮城県教育委員会が別に定める任用等に関する要綱・取扱要領等によります。

※勤務条件等については教職員課ホームページに掲載しています。

5 登録及び任用

- (1) 申請者について、資格条件等を審査した上で志願者名簿に登録します。
- (2) 任用にあたっては、各学校の必要に応じて、小・中学校においては当該校を所管する各教育事務所から、高等学校・特別支援学校においては当該学校長から直接本人あてに連絡があったのち、面接等を行って決定します。
- (3) 履歴書、免許状の写し等、面接時に持参する書類等については、各教育事務所または該当学校長の指示に従ってください。
- (4) こども性暴力防止法が令和8年12月25日に施行されることから、講師等任用予定者に対して、こども性暴力防止法第4条第1項に基づき、法施行後に犯罪事実確認を実施します。
- (5) 提出書類への虚偽記載や信用失墜行為等が判明した場合は、任用を取り消すことがあります。

6 その他

- (1) 登録内容（姓・住所等）に変更が生じた場合には、再度新しい情報で登録してください。
- (2) 年間を通じ随時登録を受け付けていますが、令和9年4月1日任用希望の場合、令和8年12月18日までに登録されると、年度末に作成する志願者名簿に登載し、高等学校、特別支援学校、各教育事務所に配付します。
- (3) 講師登録して新年度当初に任用が無かった者で、年度途中での任用を希望する者は4月初旬に再度登録してください。
- (4) 小学校・中学校で講師を希望する人は、各教育事務所でも受付をしています。ご不明な点がある場合は、各教育事務所へお問い合わせください。

連絡先	郵便番号	所在地	電話番号
宮城県教育庁教職員課小中学校人事班	980-8423	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3632
宮城県教育庁教職員課県立学校人事班	980-8423	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3633
大河原教育事務所	989-1243	柴田郡大河原町字南129-1	0224-53-3111
仙台教育事務所	981-0914	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	022-275-9258
北部教育事務所	989-6117	大崎市古川旭4-1-1	0229-91-0739
東部教育事務所	986-0850	石巻市あゆみ野5-7	0225-95-1411
気仙沼教育事務所	988-0181	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	0226-24-2572